

令和6年度 糸魚川市展示会等出展支援事業補助金

市では、事業者の製品・技術・商品・サービス等の販路開拓を推進するため、市外で開催される展示会等に出展する費用の一部を補助します。

○制度概要

補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者 (2) 市内に主たる事業所を有する中小企業団体 (3) ふるさと糸魚川応援寄附金返礼品に登録している事業者 (4) (1)～(3)の者で構成される団体
補助対象事業	<p>販路開拓を目的に、市外（国外を含む）及びオンラインで開催される展示会、見本市、商談会又は物産展等へ出展する事業</p> <p>※特定の顧客を来場対象とするものや自社が主催するもの、開催期間が1月以上のものは補助対象となりません。</p>
補助率・補助上限額	<p>補助率は補助対象経費の3分の2以内、補助上限額は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国内の展示会等に1社で出展する場合 5万円 (2) 国内の展示会等に3社以上で共同出展する場合 25万円 (3) 国外の展示会等に出展する場合 25万円 <p>※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。</p>
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> (1) 出展料、会場借上料、小間料、出展ページ作成料 (2) 会場設営費、小間装飾費 (3) 備品借上料 (4) 運搬費 (5) 広告宣伝費 (6) 交通費、宿泊料（1事業者につき2人分まで） <p>※旅程は最も経済的及び合理的な経路により算出したものに限ります。</p> <p>※宿泊料は1泊1万円を上限額とします。</p>
	<p>補助対象経費とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税 ・経常的な経費や他の用途に転用可能な備品購入費 ・販売目的の物品またはその原材料の購入費 ・グリーン車、ビジネスクラス等の追加料金 ・その他補助対象経費として適当でないと認められるもの

申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展する展示会等の開催初日の10日前までに申請してください。 ・ 申請に必要な書類の様式は、糸魚川市ホームページからダウンロードできます。
提出書類	<p>交付申請時</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 展示会等の開催または出展を証する書類等の写し (4) 補助対象経費の根拠書類 <p>実績報告時</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書 (2) 事業成果報告書 (3) 補助対象経費の支払いを証する書類等の写し (4) 展示会等に出展した際の状況写真等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の申請には、納期が到来している市税を全て納付していることが必要です。 ・ 補助金の交付は、1事業者は2回、1団体は1回を限度とします。 ・ 国、県その他公共団体から補助金等を受ける場合は、経費からその金額を差し引いた額が補助対象経費となります。 ・ 事業完了後、30日以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。 ・ 予算額に達し次第、補助金の申請受付を終了します。

○提出・問合せ先

糸魚川市産業部商工観光課企業支援係

TEL 025-552-1511 FAX 025-552-7372 Mail kigyo@city.itoigawa.lg.jp